

総合科学技術会議
第25回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1.日時 平成15年10月28日(火)15:30~18:00

2.場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3.出席者

(委員) 井村裕夫会長 黒田玲子議員、石井美智子委員 位田隆一委員
垣添忠生委員 勝木元也委員 島菌進委員 高久史磨委員
田中成明委員 藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員 鷺田清一委員

(事務局)大熊統括官、永松審議官、上原審議官、外山参事官、他

4.議題

- (1) ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
- (2) その他

5.配付資料

- 資料1 生命倫理専門調査会名簿
- 資料2 総合科学技術会議第24回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料3 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)
- 資料4 人クローン産生禁止条約の検討状況
- 資料5-1 広島県熊野町におけるガンの疫学研究について
- 資料5-2 ヒトES細胞研究の現状について
- 資料6 厚生科学審議会生殖補助医療部会におけるヒト受精胚の
取り扱い等に関する議論について
- 追加資料 田中委員資料

(井村会長)ただいまから総合科学技術会議、第25回生命倫理専門調査会を開催いたします。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)10月1日付で山崎参事官の後任になりました外山と申します。よろしくをお願いします。

説明資料ですが、資料1が生命倫理専門調査会名簿、資料2が第24回の議事概要(案)、資料3がヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)、資料4が人クローン産生禁止条約の検討状況、資料5-1が広島県熊野町におけるガンの疫学研究について、資料5-2がヒトES細胞研究の現状について、資料6が厚生科学審議会生殖補助医療部会におけるヒト受精胚の取り扱い等に関する議論について、追加資料として、田中委員資料です。

以上です。

(井村会長)前回専門調査会の議事概要について、既に委員の先生方のコメントを踏まえたものを事務局でまとめた案としてお手元に配付しております。特段のコメントがなければ、これで確定したいと思います。

本日は、これまで議論していただいております「ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」が主な議題です。それ以外に、幾つかの報告事項があります。1つは、国連において、人クローン産生禁止条約の検討が今なされております。その状況を説明してもらいます。また、位田委員から要請がありました広島県熊野町におけるガンの疫学研究について、文部科学省から報告があります。それから、藤本委員から質問がありました、厚生科学審議会の生殖補助医療部会におけるヒト受精胚の取り扱いに関する議論について、お答えをいただきます。しかし、説明者の都合のため、また、送れて出席される委員がいますので、後半で報告をしていただこうと思います。

これから「ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」についてご議論をいただきます。前回の専門調査会で、哲学的・倫理的な考察に関する記述が少ない、あるいは非常に内容が乏しいというご指摘をいただきました。そこで、鷲田委員、島藺委員等に具体的な文案をご検討いただくことにしておりました。本日までに、鷲田委員からは報告書案の加筆修正の文案をいただきました。私から事務局に指示して、これを少し短くさせていただきます。

ました。また、言葉等の修正をさせていただきました。事務局案はどうしても霞が関用語になっており、できるだけ文章を合わせる作業をさせていただきました。この点について、鷺田委員から説明をいただきたいと考えております。

もう一つ、ヒト受精胚の位置づけに関する総合科学技術会議の考え方も前回ご議論いただきました。これらを踏まえたヒト受精胚の取扱いの基本原則あるいは研究目的の作成・利用等に関する点でも、委員のいろいろなご意見を参考にして修正をしております。

哲学的な考察は、「はじめに」という形で資料3の1ページから入っております。鷺田委員からご説明をお願いします。

(鷺田委員) 前回の委員会の後で、もう一度前回の報告書(案)の全体を読みました。それで1つは、この「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の中に、倫理的な視点がこの生命倫理の問題のコアにあるにもかかわらず、部分的に宗教と並べて書かれてあるだけでしたので、その点に私は不備を感じました。とりわけ、私自身も前回の報告書(案)の中に修文という形で入れさせていただきました第1部の中の哲学的・倫理的学上の位置づけも、私たちの数年にわたる議論の中で、倫理学関係の人たちのヒアリングの意見をまとめるという形でしか書きませんでした。それは、宗教上の位置づけとそろえるような形で書いたわけですので、このヒト胚の取扱いをめぐる問題というのは、私たちの科学技術の進化と倫理との間のそごといえますかずれというか、あるいはまだその調整がついていないことから発生している問題ですので、冒頭にそのヒト胚の取り扱いをめぐるどういう意味の倫理が問題になっているのか、あるいはそういう倫理が問題となってくる背景にどういう事態があるのかということを書きつつ書いておく必要があるだろうと考えました。本日お配りいただいています1ページ以下、4ページほどを書かせていただきました。これは、恐らく6ページぐらいあったのではないかと思います。事務局の方で縮めていただきまして、現在のような形になっております。

それからもう一つ、私が提案したのは、旧報告書(案)ではヒト胚をめぐる世界各国の取扱いの状況であるとか、我が国において、あるいは各省庁において、これがこれまでどのように取り扱われてきたか、議論されてきたかが本文の最初に延々と書かれておまして、これは読むのに非常に辛いと思われました。しかも、旧報告書(案)では何が問題かを書かずに、いきなり各国の

状況だけ書かれているものですから、よその国ではこうなっているから私たちもしなければならぬという非常に受け身の感じがいたしました。本答申の中ではこの会議での考え方を、まとまるにしろ、まとまらずに両論併記するにしろ、きちっと我々の意見として書いておく必要があるだろうということで、旧報告書（案）の最初にありました国際的状況とか我が国の状況は、すべて付録に回していただけるよう提案いたしました。

したがって、私が提案したのは、大枠でいいますと「はじめに」できちっと今何が問題であるのかということを書き、そしてこの報告書が一体何のために書かれ、そしてそれが取り扱う範囲はいかなるものであるか、そして問題の総合科学技術会議がヒト胚を検討することになった今度は具体的な経緯ということ、それを「はじめに」で書きまして、第1部では、ヒト受精卵についての研究の現状、それから宗教的あるいは倫理的な考え方、最後にヒト胚についての総合科学技術会議の考え方を書き、すっきりさせたいということです。まず、そういう大きな構成上の提案をさせていただきました。

この「はじめに」で書きました、1ページから4ページでは、改めて繰り返し読んでおりませんので、1段落づつきちっとまとめられるかどうか心配ですが、大筋の流れだけ申し上げますと、要するに生命過程への操作的介入、生命技術の進化という事態が、一方で、例えばかつて致死の病と言われた難病を克服するための大きなきっかけになるという事実と、そういう生命過程に私たちあるいは科学技術者が操作的に介入していくことへの恐れとか不安が他方にある。それは、結局、生命科学とか技術が可能にした新しい局面に私たちの倫理が追いついていない。この場合の倫理というのは、「はじめに」の最後で書きました社会的合意のルールという意味の倫理ではなくて、「ああ、そんなことはしてはいけない」とか、「それはどうしてもできない」といった、いわば私たちの行動とか感覚に内側からブレーキをかけるような、身についた倫理意識のことを第1節では倫理と呼んでおります。そういう倫理と科学技術とのあいだに大きな溝があるというところに問題があるのだろうという状況認識を最初に書きました。

私たちが当惑している事態の根っこにあるものが、第2段落、3段落で、結局、人の命が「授かる」ものから「作る」もの、あるいは操作可能なものへと変換する、あるいは転位していることへの不安であろうと書きました。

その次に、先ほど科学技術と倫理の間の落差を、一方、生命倫理の内部に入

りまして、別の表現の仕方です。次のような対立として述べております。それは、「人の尊厳」と、人が科学から得られる「恩恵」との対立です。本来、もちろん「人の尊厳」、そういう最高規範を私たちが守り、なおかつ人がより幸福になり得るさまざまな恩恵に我々の命が浴し得るということが両立すれば、全然問題ないわけですが、実際に現在の生命技術が切り開こうとしているのは、やはりその間にどうしても一致ということが期待できないような問題があるということなのです。それを「人の尊厳」という倫理規範の問題と、ここで「幸福」という言葉も使いましたが、ベネフィットといいますか、より多くのそれによって得られる「恩恵」との対立という形で表現しております。

次に、そういうことを考える場合に、前提となる幾つかの難しい問題、根本的な問題があるだろうと思います。1つは、ヒト胚が人間であるか、そうでないのかという問題です。これにつきましては、私たちのこの答申案、報告書（案）の中でも「人の生命の萌芽」という形で表現されているわけです。その「人の生命の萌芽」をどう理解するのかという点で、この委員会では、やはり意見の対立があるだろうかと思います。それについて書いております。

その次に、「人間の尊厳」と「恩恵」は、秤にかけてどちらを選ぶことが本当にできるものなのかどうかということについて3ページで書いております。とりわけ、この専門調査会では、人間の尊厳か有用性かという問題の立て方がしばしばなされてきたわけです。私はその人間の尊厳か有用性かという対立は、この問題を表現するにうまくなじまない、概念的にそれらが対立するという形にならないだろうと考えます。というのは、有用性という概念それ自体は、それだけで孤立して成り立つものではなく、何にとっても有用性かという、その目的をやはり含まざるを得ないので、結局、有用性の比較考量は、実は目的の比較考量あるいは目的の価値の比較考量にならざるを得ないだろう。今、我々が直面している問題は、ここからは削除していただきましたが、例えば戦争、人の命を滅失する、あるいは殺りくすること自体は、人間の尊厳に反して絶対してはならないことですが、しかし、戦争というぎりぎりの極限的な状況の中で、一方の生命の安全、あるいは一方の市民あるいは国民の幸福を守るために殺りくしなければならないという極限的な状況が、歴史の中では何度も何度もあったわけです。これは既に人であるものの殺りくという問題ではありませんが、ヒト胚の問題を考えると、実はそれと同じ質の問題が出てくるのではないかということなのです。もちろん、人の尊厳と、ヒト胚に認められるべ

き尊厳はレベルが違うんだという意見もあろうし、それから、いや、同じだという考えもあろうかと思います。

以上、3ページの終わりまでは、私が前回のこの専門調査会の中で、かなりこの答申をまとめるに当たって根本的な議論が出た、それから根本的な意見の対立が出たと判断しまして、議事録をよく読みながら、私の意見だけではなく、むしろ前回の論争点をまとめる、あるいはとらえ直す形で書いております。

それから、4ページの前半、これで終わるわけですが、ここは皆さんのご意見よりも、私がこの専門調査会で繰り返し申し上げてきた問題です。つまり、私は生命倫理が、いわゆる2つの対立する考え方が私の中にありまして、1つはまず生命倫理をルールの設定と考えたときに、ルールを細かくつくればつくほど、実は本来の倫理からは離れていくのではないかという危機感を持っております。それはどういうことかといいますと、例えばヒト胚であっても、私たちがそれを滅失すること、あるいは廃棄することの中に、私たちに倫理的な抵抗があって、したがって、どこかそういう科学技術が幾ら進んでも、その科学技術を実際に適用する段階で人は罪責感、「こんなことをしていいのか」というとがの念を持っているはずですが、ルールとしてその倫理が表現されることによって、そのルールさえ、「インフォームド・コンセント、ここはオーライ」というふうに1個1個項目をチェックして行って、全部クリアしたから「ああ、ではいいんだ」という形で、責めあるいはとがが、人の恩恵、幸福のためにやむを得ずという意識がむしろ脱落していくことを恐れるということ、これが4ページの最初の十数行で書きましたことです。

4ページの前半の第2段落で書きましたことは、一見それと矛盾するようですが、ところが今言ったような倫理というものの、私たちの中でこれだけはしてはいけないという形で働く倫理が、まだ現在の生命技術が開いた局面に追いついていない段階が現在でありますから、その段階において、今さっき言ったことと矛盾するようですが、できるだけ多様な生命についての考え方あるいは対立する倫理観を、ある許容度を持って受けられるような原理・原則を形成すること、そういう1つの社会的な合意が得られるように目指すことしか、今、過渡期としてはあり得ないのではないかと、そういう形で議論を締めております。

(井村会長) ありがとうございます。

今のような鷲田委員のアドバイスに従いまして、冒頭に「はじめに」を入れ

させていただきました。それを受けまして、総合科学技術会議としての考え方をまとめたのが16ページの4です。これは、今の考えに近い考え方で書きました。簡単に説明いたしますと、ヒト受精胚をもちろん「モノ」と見ることはできないけれども、しかし人権を有する「人」と同じ位置づけを持たすこともできない。生物学的に見ると、「ヒトの生命の始まり」は受精の瞬間にあるのは合理性があるわけですが、生物学的な「ヒトの生命の始まり」を直ちに社会的、倫理的に「人」の始まりと言うことはできないだろうということを最初の項目で書いております。

したがって、我が国ではこれまで胚を「人」として扱う倫理的な立場が公的な原理として存在したことはない。それから、法律制度もそのようになっていないというのが2番目の項目です。

3番目には、したがって受精胚は人格を持つ「人」とは言えないが、もちろん「モノ」ではない。中間的な存在として位置づけざるを得ない。これを「人の生命の萌芽」と呼ぶことにしております。

この「人の生命の萌芽」である胚が、「人の尊厳」とどういう関係にあるかが次の17ページ最初の項目です。「人の尊厳」は近代社会の基本理念であって、個人が何者にも隷属することなく自律的に生きるという理念から生まれた考え方である。ヒト胚は、「人」そのものではないけれども、「人」になり得る存在であることから、「人の尊厳」という考え方と深くかかわってくると書いております。すなわち、ヒト受精胚を保護し、これを濫用しないことが、「人の尊厳」を保つために重要である。ヒト受精胚と関係して「人の尊厳」という考え方は、「人類の尊厳」という形で意味を持つのである。

しかし、社会は「人の尊厳」という基本概念を堅持しつつも、人々の生命・健康の価値や幸福への希求にこたえていくことが必要である。そのために、一定の条件下でヒト受精胚を取り扱うことを今まで認めてきているわけです。例えば、体外受精はその一例です。

最後の項目では、ヒトES細胞を用いる研究についても、多くの国が議論を重ね、苦慮しながらも、ヒトES細胞の研究を進める立場をとっているのは、これが社会に対する恩恵を生み出すからではないか。そういう意味のまとめをさせていただきました。

最初に、このあたりについてご意見を伺いたいと思いますが、田中委員、何か書いてきていただいております。ご説明いただけますか。

(田中委員)理論構成の問題ですので、文章にしておいた方がわかりやすいと思ひ、鷺田委員が苦心された文章について意見を言うのは何となく恐れ多いと思ひましたが、気になった点を少し書かせていただきました。

全体的な問題点について、特に異論があるわけではないのですが、「人間の尊厳」 本日配布された案では「人の尊厳」に変わっていますけれども「人の尊厳」という原理と、「幸福を追求する権利」、「人間の幸福」イコール「恩恵」という対比を基礎に説明しておられますが、「幸福を追求する権利」とか「人間の幸福」という用語を用いない方が、何が問題なのかがはっきりわかるのではないかという趣旨です。

といいますのは、憲法などの法理論では、「幸福を追求する権利」は、自己決定権の一環だと位置づけるのが一般的になっていまして、「人間の尊厳」という原理からは、人の手段化の禁止・抑止とか、あるいは自己決定権につながっていくとか、いろいろな展開がありまして、案の説明にありますように、「幸福を追求する権利」から「人間の幸福」と「恩恵」がつながっていくことはそうなのですが、この展開を含めると、対比的にとらえるのが非常に難しくなる。端的に、「人間の尊厳」のうち、人間の手段化の抑止あるいは禁止と、生命操作技術がもたらす「恩恵」の対比だけを論点にした方が、全体の説明がわかりやすいのではないかということです。

それから、それに関連することですが、「人間の尊厳」と「恩恵」を対比させることについても、この「人間の尊厳」自体と「人の生命の萌芽としてヒト胚の持っている神聖ないし尊厳」は、やはりちょっとずれがあるのではないかということです。ですから、生命操作技術がもたらす「恩恵」と何を秤にかけるかということ、それは「人間の尊厳」自体ではなく、この「人の生命の萌芽としてのヒト胚の神聖ないし尊厳」であり、これらを比較考量する基準が「人間の尊厳」なのです。どこまでの手段的な利用が許容され承認されるかは、結局「人間の尊厳」の要請内容をどういうふうに解釈するか、基本的には社会的な合意・承認の問題ではないかと考えているわけです。

それから、補足資料の2ページに書いているのは、本日配付された報告書(案)では修正されておりますが、さっき言ったことの追加になるわけですが、17ページのポツのところ、「自律的に生きる」という形で、前の自己決定権そのものを前面に出す説明よりはトーンダウンされていますが、「自律的に

生きる」ということからヒト受精胚の取扱いについて一定の要請を導き出すというのではなくて、人の手段化の延長線上でヒト受精胚の取扱いの仕方について一定の要請が出てくるのではないかということで、全般的に余り「自己決定権」とか「幸福追求権」を前面に出さなくてもこの趣旨はよく説明できるし、かえって「自己決定権」とか「幸福追求の権利」を書き込むことによって、理論構成がわかりにくくなっているのではないかというのが私の意見です。具体的には、どうしたらいいかまで言わずに、問題点だけを指摘して恐縮です。論点の指摘そのものに異論があるわけではございません。説明の仕方の問題についてです。

(井村会長) ありがとうございます。では、ご意見があればと思いますが。

(島園委員) 私にも、井村会長から修正部分といいますが、鷺田委員と重なる部分に加えて、主に宗教や文化について書いてほしいというご要請を受けましたが、私は、それはできないと申しました。それは、本文の内容、ここで論じられていることが十分に生命倫理的な問題の深いところに届いていないので、それにかかわるような形で私の考えを書くことはできない。もし、この前にそういうものを置くことになれば、本論で論じられていることと矛盾を来すことになる。それは、ワーキンググループでつくられた、あるいは事務局でつくられたものとすり合わせをしっかりとしていなければ首尾一貫したものにならないと、そう考えたわけです。

ですから、鷺田委員に対する疑問でもありますが、今、田中委員のおっしゃったことは、本文の論旨に深くかかわっていると思います。「人間の尊厳」を自律性ととらえたり、幸福の追求ととらえるか、手段化ととらえるかは、この問題に非常に大きくかかわっていて、結局ヒト胚を用いることは、人の手段化という点で非常に重要な問題です。しかし、その点について、この報告書案は全体として非常に考察が薄いです。それは、有用性と尊厳を対比するところによくあらわれていて、胚を用いたときに何が生じるかというところに、有用性以外にいろいろなデメリットが生じるわけですが、そういうことについてほとんど触れていません。鷺田委員がつけ加えられた1ページには「パンドラの篋を開ける」という言葉が出ておりますが、現在の医療の発展で危惧されているのは、ある種の新しい医療目的の追求が、今までになかった人体の道具化、手

段化をもたらすことこそ一番の大きな問題。その中で、ヒト胚の研究という意欲が起こっている。その問題に真正面から向き合うことがなければ、現在の生命倫理の議論としては十分な意味を持たないと思います。その点について、この議論はほとんど対応できていない。

例えば、有用性という場合に、鷲田委員の議論では、母体に危険のある場合とか極限的状況の話が出ております。極限的状況で比較考量といいますが、ヒト胚を犠牲にするという判断が成り立ち得ると、社会がそういう判断をなすことがあり得ることは、私はそうかもしれないと思っております。実は、脳死臓器移植についてはそれに近い判断がなされていると思いますが、それに対応することがヒト胚研究でなされ得るかと思えます。ヒト胚研究の籠を開けたら、それは重病の治療に役立つことができると同時に、そのほかのいろいろなことが行われるわけです。そういう問題について、ここではほとんど議論されていない。

したがって、何を比較考量するのか、何を対比すべきかの議論もなされていない。その問題に、鷲田委員が書き加えられたものが何か答えられているかという、非常に問題が多いといいますが、むしろそういう抽象的な自律性を重んじるという感じの「人間の尊厳」という概念は、ある意味では少し古いです。これは、恐らく哲学的にも現代の倫理学の水準でも、そういう議論はもう成り立たないことになっていると思えますが、そういうものを前提としてこういう問題を論じるのは、文化系の学問の水準からしてとても成り立たないように思います。鷲田委員にその辺のご意見をぜひ伺いたいと思います。

(井村会長)何かございますか。

(鷲田委員)田中委員のご指摘は、1つは例えば「幸福を追求する権利」とか「幸福」であるということ、「恩恵」とか、「幸福」という概念をいろいろ振り回すよりも、むしろもう端的に「人の尊厳」と「恩恵」との対立する場面という形で、その2つの対立だけに問題を限定した方が論旨が揺れなくていいだろうというご指摘と、田中委員からお配りいただいた追加資料の私が書いたところにかかるのは1枚目だけですので、1枚目だけにお答えしますと、それからもう一つは、「恩恵」と対立するのは「人の尊厳」ではなくて、むしろ「ヒト胚の神聖ないしは尊厳」であって、その間の対立を斟酌するときに、むしろ

思考の基準として「人の尊厳」が働くのだらうというご指摘だったと思います。

まずその「幸福」は、削除しても、田中委員がご指摘されたように、「尊厳」と「恩恵」ということにスリムにした方がいいかなと思っています。ただ、ここで「幸福」を言いましたのは、ヨーロッパ哲学の伝統に寄りかかったところがありまして、例えば頑張るとか、快樂を得るとか、いろいろなことを知るとかいろいろよいことはあるけれども、それはすべて幸福になるためにやることであって、逆に人は物をよく知るために幸福になるとか、気持ちよくなるために幸福になることは成り立たない。つまり、幸福はいつも目的となって、何かの手段にはなり得ないものだということです。そういう意味で、アリストテレスであれカントであれ、こういう幸福が人間にとって最上の善であるという考え方が一方にあります。「価値」の視点に立つ考え方です。他方、「べし」といいますか、何々すべしという当為とか規範という視点から、だからそれは人を幸福にしないものであっても不幸にするものであっても、しなければならないことはしなければならないという規範の側からする倫理が西洋の哲学思想の歴史の中では、もう一つの大きなストリームとしてあるわけです。一種の価値から倫理を考えるか、規範から倫理を考えるか、そのことが頭にあったものですから「幸福」を入れました。しかし、おっしゃるように、その「尊厳」と「恩恵」の対立という形で問題としてははっきりするだらうと思いますので、ご指摘に従わせていただいてもいいかと思います。

2番目の論点ですが、私があえてこのヒト胚の尊厳と生命技術によってもたらす恩恵の2つを対立的に書かなかったのは、前回の議論の中で、実はそこが対立になっていたのです。つまり、「人の生命の萌芽」という言い方はすごく微妙ですが、「人の生命の萌芽」だから、たとえ萌芽であってもヒト胚は「人の尊厳」と同じ尊厳を持つものとして位置づけられるべきだという考えが一方にあり、他方には、確かに「人の生命の萌芽」であることによって尊厳を持つけれども、だからといって、もう既に人であるものと人であり得るものとの取り扱いが同じになさねばならないとは言えないという考え方です。そういうものが、前回の議論の中で対立していましたので、田中委員がご指摘いただいたところまで踏み込んだ書き方をしなかったのです。これは、むしろ練っていただいた方が、ここは前回の専門調査会で根本的な問題になったところです。

それから、島藺委員のご指摘は厳しいご指摘ですが、この前書を書きましたのは、本文との整合性を実は一切考えておりません。つまり、前回専門調査会

で問題になった議論の骨格になるものが何かということをもとめることと、最後の4ページに、私がこれまでこの生命倫理の議論に関して危惧してきたことをつけ加えるという形で出ていまして、むしろ本日、この「はじめに」のところをもんでいただいて、ある1つの考え方というのがもし結晶するようなことがあれば、それに従って本文をいろいろ整合性をとるために修正していかねばならないと思っています。

例えば、「はじめに」の議論をもし承認するとするならば、例を挙げますと、18ページ中頃の「これによりヒト受精胚を損なうことも「人間の尊厳」という理念の堅持を損なうものではないと観念され得ることも否定できない」ということは、そのままでは認めがたいこととなります。あるいは、20ページの上から5行目から読みますと、「したがって、医学研究が人々の福利に多くをもたらすときには、必ずしもヒト受精胚を用いた研究は人間の尊厳に反するものとはならず、」云々というところも、このままでは「はじめに」とは整合性を持ってないだろうと考えます。そういう意味で、先ほど井村会長がお読みになられた16ページ以下の「総合科学技術会議としての考え方」を「はじめに」との関係で、かなり再検証する必要があるのではないかと考えております。

それから、島蘭委員がご指摘になったもう一つの点、つまり私が極限的な状況しか考えていないので、それ以外のさまざまなネガティブな面、マイナスの面、ヒト胚をめぐる技術の延長で出てくる問題、とりわけ人体の商品化についての記述が全然ないということですが、これは幾ら書き込んでも書き込みすぎということにならないと思います。そして、部分的には12ページの「哲学的・倫理的側面」のところで、ヒアリングした人たちの意見として2番目の項目ですが、「研究目的の胚の作成については」云々のところで、「ヒトの存在を「商品化」するなどといった批判がなされる」という形で少し引いております。これはむしろ島蘭委員にそのことを書き込んでいただければいいのではないかと考えております。

ですから、島蘭委員の第3の指摘にありました倫理学としてレベルが低いと言われた「自律性」について、私はその言葉は使っていない。

(島蘭委員) それは17ページで出ています。

(鷲田委員) それは、私の文章ではありません。私は「自律性」が倫理のコア

ではなどとはまったく思っていません。先ほど田中委員もご指摘くださったように、その尊厳の問題は、とにかく人を手段として扱わないことに限定したら、確かにはっきりすると考えております。

(井村会長)では、町野委員。

(町野委員)基本的に2つに問題は集約されると思います。ヒト胚は「人」ではないということは、だれでも認めている。それなのに、何で「人の尊厳」の尊重の問題がここで生じるか、という基本的な問題が一つです。もう一つは、鷲田委員、田中委員が問題視されるところですが、比較考量論の問題です。その中でもヒト胚の尊厳の侵害があって、それが他の正当な目的、例えば、「人類全体の福利の追求」という目的によって、人の尊厳の侵害が止揚されるという比較考量論で考えるか、あるいはヒト胚の尊厳の侵害という事態は、一定の目的を追求するときは存在しないと考えるかという問題だろうと思います。

後の方の点について言いますと、私は比較考量論は妥当でないと思いますが。ただ、その比較考量論を全面的に否定される方は、この中にはおいでにならないだろうと思います。そういったしますと、比較される対象が何であるかが問題だということですから、議論を整理されることが必要と思います。基本的にどう考えるべきかといいますと、ヒト胚は「人の尊厳」を侵害する態様での取り扱いを受けないという意味での「権利」を有するので、ヒト胚は「人」でなくてもこういう権利を有する「権利」という言葉を使うのが適当かどうかも一つの問題ですが、という倫理的地位を有するというところだろうと思います。「人の尊厳」が、ヒト胚は人かという議論に短絡的に結びつくところに問題があったのではないかと思います。

(井村会長)藤本委員、お願いします。

(藤本委員)町野委員のご発言と関連して、鷲田委員に教えていただきたいのですが、「尊厳」という言葉にグレードあるいはランクはあるのでしょうか。これは、オールマイティーに「尊厳」という確固たる概念があって、その「尊厳」の中身と申しますか程度、これを哲学的にどう我々は受けとめたいのか教えていただきたい。

それに関連して、2ページの下に書いてありますが、「それは死刑宣告をされた人が」云々となって、その完成された人同士の比較における「尊厳」の問題と、余剰胚と受精胚、2つの間の比較の中における「尊厳」とを鷺田委員は同じように扱う状況を書かれておりますが、その「尊厳」のグレードという

ちょっと表現は悪いですが、適当な言葉が思いつかないのでグレードという言葉を使わせていただきますが、教えていただきたいと思います。

(鷺田委員) グレードというのは、原則的にあり得ないと思います。つまり、「尊厳」は侵されるか守られるかというものだと思います。しかし、事実としては、私たちはやはり侵してきている。ここで「人の生命の萌芽」という概念が何度も何度も微妙な概念だと私が言っているのは、「人の萌芽」と言わないのです。「人の生命の萌芽」ということで、準「人」とでもいうべきものを念頭に置いています。そういうはっきりした差別をつけることにためらいを覚えて、我々は「人の生命の萌芽」と言っているのです。「尊厳」という言葉は、近代法のご専門の先生にむしろ教えていただきたいのですが、「人間の尊厳」という概念もありまして、それから何より「生命の尊厳」という言葉があります。「生命の尊厳」を考えたときに、原則として、あらゆる命は尊厳を持っていて、抹消されてはならない、侵されてはならないと考えていますが、事実問題として私たちは生命の尊厳にランクをつけております。例えば、モノを食べることがそうです。だから、人が生きるために何かを殺傷することは、やむを得ず認めているわけです。そういう意味ではヒトを食べない。でも、ヒト以外のものは食べる。宗教によって、食べるもの、どこまで食べるかは考え方がいろいろありますが、事実としては「生命の尊厳」に私たちはランクづけをしているわけです。

ただそのときに、尊い命を侵している、あるいは滅失しているという意識は我々の中にありますから、いろいろな供養をしたり、いただきますと言ったり、一種のフォークロアという意味での民族として、さまざまな習俗とか習慣を持っている。つまり、あがなうということです。人のために犠牲になった命をあがなうという習慣は、もちろん持っているわけです。だから、理念として考えたときには、「尊厳」にグレードはないと思いますが、事実問題として人間が生存する条件として、「生命の尊厳」にランクをつけざるを得ない。そういう生き方を選んできたと思います。

(井村会長) ありがとうございます。よろしいですか。

(藤本委員) もう一つ、鷺田委員にお聞きしたいのですが。それは、3ページの下段に「難産で母体が危険にある場合」と書いてありまして……

(井村会長) それは、こちらの方で書いたものであって、鷺田委員がお書きになったものではないのです。

(藤本委員) こういうことがかつてはあったと思いますが、この領域に関係している者として言いますと、こういう考えは現在ありませんので、これをここへ掲げられるということは、「まえがき」の中にはむしろない方が、適当かなという印象を持ちました。

(井村会長) それは、こちらで書いた中に入っていた言葉ですから、鷺田委員の文案ではございません。

今回は、できれば報告書案全体をずっと見ていただきたいと考えております。ここも非常に大事なところですが、ここだけでこだわっていると最後までなかなかいきません。まだ我々が余り議論できていないところとして、37ページの「制度的枠組み」があります。ヒト胚の研究をもし認めるのなら、どういう制度をつかって認めていくのかが、最後に議論しないといけない問題と思っています。それにつきまして何か今お考えがあればと思ったのですが。

(町野委員) ヒト胚の研究については、現在何の法律もないかということ、クローン技術規制法が部分的に規制しています。最初は、この法律はそのようなものとしてつくられたはずではなかったのですが、立法過程でこのようになったということです。この法律との関係をまず考えなければいけないと思います。

さらに、ヒト胚の取り扱いについては、生殖補助医療との関係があります。まず立法という考え方、法律をつくるかどうかは別として、どちらの方向からいくかを考えなければいけない。そして、今まで漠然と一遍にまとめてやれという考え方が強かったのですが、多くの国はどちらからか広げる格好をとっております。ここのところをどのように整理するかは、問題だろうと思います。

役所的なやり方でいきますと、文部科学省の所管にするのか厚生労働省の所管にするかというレベルが下がった議論になりますが、考え方としてどちらからいくか。あるいは両方だとすると、もう一つまとめなければいけない。しばしば主張されておりますとおり、これを許可制度にするかとか全部届け出をして規制をかけるかという基本的な問題があります。これも、入り口の議論で大変なところだと思いますが、クローン技術規制法でみんな議論されたところですが、もう1回議論しなければいけない。

さらに問題なのは、科学者の研究の自由、研究をしたいという憲法的な価値です。そのことに法律、あるいは法律までいかない法的な規制が踏み込むことはどこまで許されるかは、かなり深刻な問題です。それを正面から議論しなければいけないのであって、最初に規制ありき、あるいは最初から処罰すべきだという考え方でスタートするのは、根本的な誤りを犯すことになるだろうと思います。

第3の問題は、法的な規制を加えることになりましても、それをどのようなレベルで行うかということです。例えば特定胚指針は、クローン技術規制法に基づく指針ということですが、これは、完全に法律でやったということです。これが妥当なやり方なのか。あるいはES指針のように、全然法律に根拠を持たない、しかし特定胚指針とよく似ている ES指針の方が先ですけれども

行政的なガイドラインでやった方がいいかという問題もあります。法律的な規制をどこまで及ぼすかという点で、ハードかソフトかという問題はありますが、日本の行政に対する信頼度、あるいは透明性の問題とも関係するところですから、これも大きな問題だろうと思います。

いずれにいたしましても、この問題については、現場で臨床研究をしている実際の科学者あるいは医師の方々のご意見を十分聴取された上で、議論することが大切だろうと思います。

(井村会長) ありがとうございます。では、位田委員、それから島園委員に話していただきます。

(位田委員) 鷺田委員に、前回はたしか最後の結びのところを書いていただいて、これも議論しなければいけないということでそのままになっている。本日、「はじめに」で、3ページまでがこれまでの議論の整理で、4ページは鷺田委

員のご意見だという話がありました。「はじめに」の3ページまでの議論は、やはりさすが鷺田委員という書き方だと思います。非常に的確におまとめになっているなと思います。

問題は、先ほど田中委員からの指摘もありましたが、例えば「人間の幸福」もしくは「幸福追求権」の問題、それから秤にかけられるかどうかという比較考量という問題、そういうことも全部含めて、この「はじめに」で書かれたことを総合科学技術会議の生命倫理専門調査会として承認するかどうかという問題が1つあると思います。「はじめに」の言葉遣い1つ1つについて、ここできちんと議論をしておかないと、先ほど鷺田委員もおっしゃり、田中委員からの指摘もありましたが、後の特に「総合科学技術会議としての考え方」に直接つながりますので、「はじめに」の議論、もしくは結論、前提をこれでいいとすれば、後の議論がそれに応じて修正されなければいけない場合もあり得ると思います。逆に、17ページ以下の話ですが、つまり結論としてもし後の方を承認するのであれば、多分この前の方の議論は少しやはり修正する必要がある。だから、生命倫理専門調査会としての立場を、「はじめに」のところできちっと決めておかないと、幾ら後の議論をしても、前が崩れれば後も崩れるわけですから、ご議論いただく方がいいのではないかと思います。

その点からすると、鷺田委員批判ではありませんが、例えば「医学研究と医療技術が」で始まっていて、この議論のトーンは、どちらかといえば医学研究にかなり焦点を当てた形になっていて、本当にそこに限定していいのかという問題があるかと思います。ここで議論しているのは生命倫理で、医学も含めた生命科学全般を対象としているのですから、少し幅を広げて書く必要があるのではないかと思います。

もう一つ重要な問題は、鷺田委員がおっしゃった、その規範としての倫理、規範からの倫理とおっしゃいましたか、それから価値からの倫理、どちらも「倫理」という言葉を使ってしまうので、「倫理」という言葉をどちらの意味で使っているかが、読んでいて若干混同するところもありました。私自身は、生命倫理というのは社会の規範だと思っていますので、価値はさらにその根底にあるものだと思っています。したがって「人間の尊厳」という大きな価値があって、その上でどういうルールとしての倫理を組み立てるかということだと思います。そういう観点から、どちらの「倫理」という言葉をお使いなのか若干不安になる箇所があります。

もう1点、3ページの上の段落、「そこで」から始まるところで、原則と例外というふうにこの問題を考えるのか、比較考量という形で考えるのかによって、随分その結末が違ってくると思います。先ほど、町野委員は、比較考量についてはだれも否定しないだろうとおっしゃいましたが、私の記憶では、専門調査会での議論、もしくはワーキンググループでの議論は、「人間の尊厳」を保護する、尊重するのが原則であって、それ以外に、例えばヒト胚を壊してES細胞をつくることは例外的な部分であると議論していたと理解をしていました。町野委員がそうではないとおっしゃるのでしたら、また反論していただきたいと思いますが。そうであるとすると、「人間の尊厳」とそれ以外のものを考量しているのではなく、基本的に価値として「人間の尊厳」があって、ではどこの部分であれば例外として認められるかという書き方をすべきだろうと思います。

その立場に立てば、理由が恩恵とか人間の幸福ということはあると思いますが、今度は17ページ、18ページ、それぞれのパラグラフに書かれていることについて、確かにそういうことも議論をした記憶はありますが、全体としての論理が必ずしもきちっと整合性がとれていないところがある。「はじめに」の部分と、総合科学技術会議の考え方との論理的整合性と、それから「総合科学技術会議としての考え方」の中の論理的整合性、それからこの考え方と、その前及び後に書かれているいろいろな部分の文章との整合性をきちっとしておかないといけない。こっちではああ言っているけれども、あっちではまた別のことを言っているという気がします。その整理が必要だと思います。

(井村会長) 町野委員、どうぞ。

(町野委員) 私は、「例外である」ということぐらい説明にならないことはないと思います。「人は殺すな」と言い、一方で「例外的におまえは人を殺していい」とは言えないわけで、例えば、正当防衛だから人を殺していいというような理屈がなければいけない。

昔の議論を蒸し返して恐縮ですが、細い道を開けるという議論では、そういうことを言ってもいいけれども、その細い道を開けるにはやはり理屈があったはずで、そのうちの1つが比較考量論であったということです。私の申し上げましたのは、この報告書案の中にもその考え方が出ているのだという趣旨です。

「例外」を支える原理・原則はやはりはければならない。

(島園委員) 鷺田委員の先ほどのご発言を聞いて少しほっとしたところがあります。今、位田委員も確認されましたように、まえがきの部分と本文のかなり決定的な部分、受精胚の研究を新たに認めるかどうかの部分の整合性が疑わしいと鷺田委員はおっしゃっているし、私もそう思います。この中身は、かなり根本的な、要するに受精胚の研究を認め、クローン胚にも道を開けようとしている文章です。そのことに対して、鷺田委員は根本的な疑問を持っていらっしゃると私は理解したので、この専門調査会が一番根本的なところで議論の集約がまだできていないことを明らかにするものだろうと、第一に思います。

それから、先ほど私の出した疑問の中で、田中委員の意見ともつながると思っておりますが、鷺田委員が、人間の手段化、道具化がもっと根本的な議論のところで重視されなくてはいけないと言いました。12ページで触れてあるということですが、この本文の中にそれを入れるとすればどう入るのか、私はそれを伺いたい気がする。

というのは、今までの議論では、有用性を追求することが幸福の追求につながるということですが、医学が主張するところの有用性をふやしていくと、それに応じて人間の手段化もふえる可能性があるわけです。ある種の病気を治すために、胚からとられたものを利用していく可能性がふえていくことは、ある種の先端医学が幸福の追求と考えるものと、一般パブリックが幸福の追求と考えるものに大きなそごが生じる可能性がある。こういう問題について、ここであまり議論されていないので、比較考量ということがやや単純化されてしまっている。

こういう問題を考えると、鷺田委員が最初に構成されましたA対Bが全体のトーンだと初めから書かなくてはいけない。もう1回、そののところから構成し直すことにならざるを得ないと考えます。

(井村会長) ほかにございますか。どうぞ。

(勝木委員) 比較考量ができるかどうか焦点になると思います。私はどちらかというとな規範的な倫理の考え方ですが、その観点からいいますと、具体的に3ページの3行目からずっと書いてありまして、秤にかけられないとする立場

もあるとする考え方です。その上で「しかし」から例を出されまして、余剰胚が生まれる云々が書いてあります。これは、少し誤解があると思います。体外受精の目的で余剰胚が生まれることを前提にしたわけではないと思います。町野委員も前におっしゃいましたが、生殖医療について子供を作るためにヒト胚をつくる、そこで余剰胚も生まれてくる。したがって、余剰胚については、最初に倫理的にクリアされているというお話があります。その議論はともかく、体外受精の目的で余剰胚をつくっているわけではない。そのことから、「秤にかけられない対象」として放置することはできない、という導き方はちょっと変だと思います。

もし比較考量ができるのであれば、「人間の尊厳」と「恩恵」とを具体的に挙げて書いていかないと、そこは考量できることが十分に納得できない気がします。

それから話は違いますが、「まえがき」の4行目で、生命科学と社会の基本的価値との関係を問いかける契機となったことが書いてありますが、これは鷺田委員のところではありませんが、「社会の基本的価値」との関係を問いかけるというよりは、明らかに「人間の尊厳」との関係を問いかける意識で我々は議論してきたと思いますので、修文をしていただくよう指摘しておきたいと思っています。

(井村会長)いろいろご意見をいただいたわけですが、もちろん最初の考え方のところをきちんとしておかないと、後が書けないというご意見は、そのとおりだと思います。また、後の方が決まらなないと最初も書けないというところもある。だから、もう一度、受精胚とクローン胚のことを議論していただいて、それに対して最終的にどう考えるのかをある程度決めてかからないと、かなり意見が分かれてくると思います。

それから、手段化してはいけないのはそのとおりですが、「人は何者にも隷属しない自律的なものである」という言葉に、それを含めたつもりです。人の場合は確かにそうだろうと思います。ただ、受精胚の場合には、「人の生命の萌芽」であるが、人そのものではないという考え方を我々はしているわけで、果たして手段化をどう考えるのかということが1つの問題にと思います。

医学では、先ほど島菌委員がおっしゃったように、臓器移植を初めとして、輸血にしる、ある程度、人の材料を手段としているわけです。それがどこまで

許されるのが1つの大きな問題になるだろうと思います。

本日は受精胚と、クローン胚のことについて少し議論をしていただいて、時間があれば規制のあり方について、ご議論いただきたい思います。

受精胚につきましては、ポイントが幾つかあります。1つは研究の目的で受精胚をつくるのが原則としては許されないと書いてありますが、その原則をこえる場合があるのではないかと書いてあります。それから、現実には日本産科婦人科学会では、研究目的でヒト胚をつくることも行われています。そこをどう考えるのが1つの問題としてあると思います。

それから、現在のES細胞を生殖補助医療で使われなかった受精胚からつくっているのですが、その研究の現状について前回、高久委員からご紹介がありました。国際的に現在ES細胞の研究がどういう状況になっているかを伺っておいた方がいいと思います。本日は、文部科学省から説明に来ていただいておられます。では、お願いします。

(文部科学省 奥村がん研究調整官) 文部科学省がん研究調整官の奥村です。資料の5 - 2につきまして、説明させていただきます。

1枚めくりまして、我が国の状況と海外の状況、それから国際的な連携についての資料です。

まず1つ目、我が国の状況です。現在、樹立計画が1件、使用計画が8課題、文部科学省で把握しております。京大の再生医科学研究所で樹立成功の報告がなされまして、11月からは国内の研究機関への分配の開始が予定されております。それから、使用計画が8課題と説明しましたが、現在、使用計画で用いられず細胞株はすべて輸入によるものです。あとは、本専門調査会にもご報告しました樹立計画、それから研究状況が2枚目でございます。

それから、3枚目が諸外国の状況でございます。今、イギリスでは2003年に約4,000万ポンドの幹細胞研究が行われております。これはいろいろな幹細胞研究を含んだ額でございます。また、医学研究評議会、MRCを中心に研究機関、拠出基金、監督官庁を含めた協議会が設置されております。そういった中で、研究助成以外にも、幹細胞操作に携わる研究者、学生に対するキャリア開発、訓練プログラムといったものが提供されております。また、幹細胞バンクに関しましては、2002年にMRCが中心となりまして、UK stem cell bankが設立され、現在細胞株の受け入れが可能な段

階になっております。

それから、アメリカは2003年に約1,900万ドルがヒトES細胞研究に拠出されておりました。現在、提供可能な細胞株が12系統存在しております。それから、イギリスと同じく研究者への使用訓練プログラムといったヒトES細胞使用に当たっての研究助成以外の支援が提供されております。

4ページ目に、スウェーデンでもヒト幹細胞研究に約1,500万クローネが拠出されておりました。今スウェーデンで2機関においてヒトES細胞株が樹立されております。フィンランドにおきましても、3系統のES細胞株が樹立されていると聞いております。ドイツ、フランスは記載のとおりです。

5ページに、国際的な連携ということで、国際幹細胞フォーラムについて触れさせていただきます。これは幹細胞にかかわる各国間の相互の利益、あるいは研究の推進、それから合同プロジェクトの可能性について議論するというところで、12カ国が参加したfunding agencyによる非政府会合という位置付けで設置された会議でございます。ことしの7月に開催されました第2回の会合には、我が国から理研の西川伸一グループディレクター、文部科学省からも職員を派遣しております。

ここでのフォーラムでの具体的な検討事項は、4つございまして、1つ目が、ヒト幹細胞株の樹立、特性解析、維持の最適化等に関する統一的な基準を設けるということ、これは検討課題でございます。それから、現存するES細胞株の特性解析を行う国際的な研究チームを構成しようということ。3つ目が、各国のバンクによる連携の枠組みを検討するという。4つ目に、倫理的課題について、各国の検討状況等につきまして情報交換を行うと、こういった方向で国際的に動いております。

以上で資料の説明を終わります。

(井村会長) ありがとうございます。何かご質問があれば。

(島菌委員) 私は、ES細胞の指針が通りましたときに、ES細胞の研究でということが許され、許されないかについて、ある程度の視野を持っておくべきだと申したのですが、そういうことが書いていないので、指針には賛成できないと考えました。使用についての基準が示されていないと申しました。

今、報告いただいたのは、いかにES細胞研究が進んでいるかと、許容度が

深まっているかについてだと思えます。許容が深まり、進めば進むほど新たに E S 細胞の研究ではしてはならないことが出てくると思われます。そういうことについて、どのような情報を得ておられるか。

それから、国内でこういう 1 件 1 件の E S 細胞研究の承認が行われる際に、どういう基準で E S 細胞の研究に線が引かれる、そういう基準が見えるようになってきているのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

(井村会長) では、文部科学省の方から。

(文部科学省 奥村がん研究調整官) どこまでというのは、今説明しました海外の状況の中で、イギリスでは 2002 年に、より厳格な条件のもとで、ヒト胚クローンの作成を認めることを聞いております。今、踏み込んだところがそういった状況です。

(井村会長) お手元の資料の 2 ページに概要は書かれております。

(島菌委員) 私が申し上げているのは、研究促進に都合のいい情報だけではなくて、それを抑制するような情報を収集する努力をされているかです。つまり、そういう方面の検討が世界の生命倫理関係でどのようになされているかに関する情報をどのように集めているのか。これは、国内 1 件 1 件の検討でも恐らく厳しい線引きが行われていると思います。その状況を伺いたいと思います。

(井村会長) これは、文部科学省の委員会が申請書を受け付けて、その研究が医学研究に値するかどうかを評価して、承認している。同時に、その材料がどういう形でとられたものであって、インフォームド・コンセント等、ガイドラインに従っているかどうかを判断されていると聞きました。

(島菌委員) 例えばマウスで E S 細胞から卵細胞がとれたという大きなニュースが、今年 7 月に出てまいりました。E S 細胞研究で、全能性が多能性かという議論もいたしましたが、E S 細胞から個体が出てくるということは、E S 細胞研究に大きな倫理的リミットがあるという非常に大きな証拠だと思えます。そういう問題について、どこでどういうふうに検討されているのかを伺いたい

と思います。あるいは、情報収集がどういうふうに行われているのか。

（文部科学省 安藤室長）文部科学省の委員会における検討については、先ほど井村会長からご説明があったとおりです。医学応用、医学利用に貢献することを前提に、基礎的な部分について研究をしていくというものです。その中でインフォームド・コンセント、情報の保護といった点を考慮して、手続面、また研究内容の面について委員会で審査をさせていただいているということです。また、胎内への移植以外の臨床応用についても当然指針の中で規定されています。

（島菌委員）私の理解では、今おっしゃったことは、ES細胞研究が進むと起こる倫理的問題について、十分な検討の機関がないと、あるいは役所でも余り情報収集がなされていないと受け取りました。

（井村会長）研究成果が出れば、報告を受けているわけです。それはまだ全然受けていない。

（文部科学省 安藤室長）研究結果については、指針上報告を受けることとなっています。樹立の結果について報告をいただいたところですが、使用研究については結果の報告は受けていません。

また、委員会の中で、研究の進捗状況等をもう少し調べてフォローアップした方がいいのではないかという意見がありましたので、進捗状況等については今調べているところです。

（位田委員）今、報告いただいた現状について、重要なのは5ページ目の国際肝細胞フォーラムができて、これから具体的に4つの点について検討していくということだろうと思います。

3ページ目と4ページ目の諸外国の状況は、簡単過ぎて中身がよくわからない。ここで議論をしている問題に関連して知りたいのは、ES細胞の樹立の研究がどのくらいあって、使用の研究がどのくらいあるかということ。それが分けられているのかもよくわかりませんが、その情報が欲しい。

それから、それぞれの国において、ES細胞研究に関する倫理規範がどのよ

うになっているかも知りたい。3つ目に、ES細胞研究がそれぞれの国でどの程度成功しているのか。成功しているというのは、臨床応用に向けてどこまで進んでいるのかが知りたい。必ずしもES細胞はそんなにうまくいかないんだという意見もあります。私は科学者ではないので、何がうまくいなくて、何がうまくいくのかというのはよくわかりません。その情報がないと、余り意味がない。4つ目に各国でクローン胚を認めているかどうか。セラピューティック・クローニングを認めているかどうかについての情報も欲しい。そういう情報がないと、3ページ、4ページの情報だけでは、国際肝細胞フォーラムによる聴取内容からということですので、議論されたのはこれぐらいかもしれませんが、各国の現状としての情報としては、弱いと思います。

そういう意味で、国際幹細胞フォーラムで具体的に検討されることを願っております。

(井村会長) 今、位田委員のおっしゃった点は大変重要ですが、実は、本日はES細胞のことを議論するのが中心ではなくて、この国際フォーラムができたことによって、我々が直面する1つの問題は、外国からES細胞を欲しいと言ってきたときに、どういう条件なら出せるのが、この前のガイドラインでは議論できてない。だから、参考のため報告をお願いしたのです。諸外国では全部合わせて70ぐらいのES細胞株ができていと聞いています。それを国際的に交換しようというのが、国際幹細胞フォーラムの議題だったわけです。それぞれの国が異なった法律を持っていますので、簡単にできる状況ではないだろうと思います。日本としてどう考えるのかを検討しないといけない。

京都大学の中辻教授のところでは、条件の整った研究所に配布できるようになっている。それから、あと2つがほぼ確立に近い状態で、日本で差し当たって3つぐらいのES細胞株を準備できるであろうと聞いております。

そういう状況ですので、問題提起として出してもらったわけです。本当は位田委員が言われたことも聞きたいのですが、これから調べていただいて、研究の現状等を次回にでも報告していただきたいと思います。

本日は残された時間で「受精胚を研究目的に作成できるか」についてご議論いただきたい。そのことについてご意見をいただきたいと思います。

(高久委員) 確認ですが、日本産科婦人科学会で認めているのは不妊の研究の

一助としてですか。

(井村会長) はい、そういうことですね。

(高久委員) そうですね。

(井村会長) だから、幾つかの研究テーマを以前に見せていただきましたが、基本的には体外受精の効率を高めるための研究です。その中で染色体異常とかもありましたでしょうか。それが体外受精の成功率を落とす原因になりますから、それも含めて研究がなされているということです。何か研究目的でつくることについて、いかがでしょうか。

(勝木委員) 19ページに研究目的でのヒト受精胚の作成、ここでしょうか。まず、結論として云々という最初の から、最後に「人の尊厳」に反する行為であることは言うまでもないことである一方、研究目的でのヒト受精胚の作成・使用を「人の手段化」とまで言うことはできないと、「一方」の後は前のことと違うことが書いてあるわけですがけれども、その理由が明確でない、納得いくものでないと思います。

それから、同時にまた矛盾したことが幾つも書いてあります。認められるものでないとしながらも、医学研究が人々の福利に多くをもたらすときには、必ずしも云々と書いてあって、ヒト受精胚の作成は一切認められるものではないと考えられ、これを具体的に示すことが求められている。つまり、具体的な例を挙げなさいとみずから言っています。

それから、下から2つ目の では、前章で我々の社会の「人の尊厳」という根本的理念の堅持の観点から受精胚の地位について論じたが、そのことから考えて「人の生命の萌芽」である受精胚を研究の目的で作ることは原則として許されるべきでないとはっきり言っているわけです。

それを言っておきながら、結果的には、具体的にこれこれの場合、あるいはどういう方式で認めることができるかについては全然書いていない。ですから、社会的信頼のもとで実施できる公的機関の設置が必要と考えられる、これがポイントかもしれませんが、しかしそこで何をするのか、納得のいかない文章に

なっています。

(井村会長) 文章自身はもう少し整理しないといけないと思います。

(勝木委員) 文章のことを言っているわけではなくて、文章にあらわれている考え方について申し上げました。

(井村会長) 20ページの上の方に不妊の研究とか難病の研究等で、ヒト受精卵を作成しないとできない場合もあり得る、だから、厳格な条件下で認めることがあるというのが基本的な骨子だと思います。ただ、そのためには公的なきちんとした機関がないといけない。

現在は、日本産科婦人科学会で、人、精子、卵子、受精卵を取り扱う研究に関する見解が出されています。その見解を見ますと、一定の範囲の研究は許されていることとなります。目的を十分説明し、十分な理解を得て行うべきであることと、受精後2週間以内に限り一定の条件下で研究に用いることができると決められています。

(勝木委員) お言葉を返すようで恐縮ですが、日本産科婦人科学会の会告というたぐいのものは、この際余り信用できないと思っております。

長野のお医者さんの例にもありますように、今までさまざま決めたことについて効果的に何もできない状況で、会告にどのような意味があるのでしょうか。医療制度について論ずることではないと書いてありますが、ここでの議論は、極めて医療倫理に近いところがあります。つまり我々は毒薬を飲まされているかもしれないけれども、お医者さんから薬をいただいたら信用して飲むという倫理原則で生活しています。そういう点から考えますと、会告は参考にしても余り議論の根拠にはならないと思います。

(井村会長) はい、どうぞ。

(高久委員) 私も、現実に行われていることがあると思います。日本産科婦人科学会の分野で、それは事実だろうと思います。

それから、20ページに不妊の研究、難病の研究などのために特定のヒト受

精胚を作成して研究しなければならない場合もあるとはっきり書かれている。除外する例がないわけではない。イギリスではそうなっています。現況ではこういうことが一番の理由になるのではないかと思います。

(島菌委員) 不妊と難病は大分違いますね。

(高久委員) それはそうです。

(島菌委員) そうすると、なぜここに不妊が出てきて、では難病とは何か、難病などの「など」とは何か、こういうことを一つ一つ最初の理念に照らして、どういうふうに扱えば人間の尊厳に触れないかを検討するのがこの調査会の役目だと思います。

それから、2週間ということをおっしゃいましたが、なぜ2週間なのか。そのことが最初の理念、もし人間の尊厳を傷つけてもやってよいことがあるかもしれないということであれば、なぜ2週間までならそういうことが言えるのかもしっかりと説明できないといけない。それを今行われているからとやってしまったならば、あらゆる原則は必要がないことになってしまうと思います。

(井村会長) いや、よく読んでいただいたらそう書いておりません。日本産科婦人科学会において会告でなされている。これについては、社会の十分な信頼のもとで判断が行われる枠組みが必要ではないかと書いているわけです。日本産科婦人科学会が会告でやっているから、やっていいとは決して書いておりません。

(島菌委員) そうであれば、どういう基準かということをも明確に審議しないとイケないと思います。

(井村会長) 個々のケースについては、ここで判断すべき問題ではないと思います。むしろそういう枠組みをつくって、公的な機関が判断すべきであり、ここで細かいところまで実際にやることではないと考えております。

(島菌委員) 2週間以内かどうかというようなことを決めるのは、細かな個々

の事柄でしょうか。あるいはどういう病気。

(井村会長) 2週間たつと、原始線条という神経系の一番基本的な構造ができるので、それ以降は組織が分化した胎児に移行するという考え方があり、例えばイギリスでは2週間以内という条件を採用しているわけです。

(島園委員) イギリスはそうなのですが、その問題を日本の生命倫理専門調査会として、どういう原則に基づいて2週間となるのかということをやはり論じる必要があり、今までそれはされてない。

(井村会長) この報告書案に総合科学技術会議の考え方として2週間と書いておりません。この調査会では、まだ決定していないのです。

(勝木委員) 個別の医療のことは全くわかりませんが、多分お医者さんの中には、これについて非常に慎重にお考えになっている方もいらっしゃると思います。専門知識を持つ、そういった方も入っていただいて議論をしないといけない。例えば難病と言った場合に、パーキンソンなどがすぐ思い浮かびますが、これに受精卵を使う必要はないだろうと私は思うわけです。

そうすると、難病というくり方がどういうことを言っているのか。結局、細かいところは難病ということになって、パーキンソンも受精胚を使うというような話になってしまうと困ると思います。

もしそうであれば、ここできちんとした議論が出来ない限り軽々に踏み出すべきではないと思います。つまり、この難病という表現では、比較考量で納得できる具体的な例としては不十分であると思います。

(井村会長) 不妊も不十分ですか。

(勝木委員) はい。

(高久委員) 難病とは、言葉のとおりでして、要するに現在治療法がない病気です。これを細かく議論をしても、人によって考え方が違うでしょうし、イギリスで言っている難病と日本で言っている難病も違う点もありますから、その

議論は意味がないと思います。

(勝木委員) いや、受精胚を使うという意味の難病です。

(高久委員) 難病とは、治療法がない病気を言っているのであって、受精胚を使う・使わないということとは直接関係ないと思います。

それから、パーキンソン病にES細胞以外の細胞を使ってはいけないという理由もないし、現実にはパーキンソン病には良い治療法がない。胎児の細胞の移植でも失敗しています。現在治療の期待をするならば、やはりES細胞の使用、特に人クローン胚からのドーパミン産生細胞でないと、現実には非常に難しい。パーキンソン病に受精胚以外の細胞を使ってはいけないという理由は全くないと思います。

(井村会長) パーキンソンの研究に受精胚を使わなければいけないのかという意味です。勝木委員の話はまた別の話ですね。

(高久委員) それは別です。治療が実際に臨床的に行われるまでは研究になりますから、広い意味では研究になると思います。

(井村会長) そこは極めて厳格な条件、例えば、受精胚を使わないとできないものという条件があると思います。ただ、今ここで条件は何だと挙げるところまでは議論が詰まっていないと思います。

(島菌委員) どういう研究が人間の尊厳を侵さないような範囲でなされ得るかを考えているわけですから、ある程度具体的に考えなくてはいけないと思います。それから、2週間ということですが、これはなぜそのときをとということをも明確に論じておかないといけない。いざとなれば、その2週間以上の段階を用いれば、もっと2週間までではできないこんな研究ができるんじゃないかと、こんな人のこんな病気が治るではないかと言われたら、なぜ2週間以上ではいけないのですかという議論になります。ですから、そのことは明確に規定しておかないと、幾らでも議論がずれてしまう可能性があると思います。

(井村会長) 位田委員、どうぞ。

(位田委員) ここで議論しているのはヒト受精胚を作成することの問題で、余剰胚でも研究できる部分もありますから、使用のことはちょっと置いておくとして、今日本産科婦人科学会の会告で、結果的にヒト胚が作成されることはあるとしても、それは不妊治療という非常に限定された、かつ実際に不妊のカップルからとられるわけです。

ところが、問題はヒト受精胚を作成して、例えば難病の研究に用いる場合に、不妊のカップルという枠は外れてしまう。そうすると、不妊治療という理由なら、これまでは日本産科婦人科学会の会告で認められており、現実に行われている。今からそれもだめだということは難しいと思いますので、それを肯定せざるを得ないと思いますが、今度はそこを越えて、不妊治療ではなくて例えば難病、もしくは何か別の理由があり得るとすると、一体どこまで受精胚の作成を認めていいのか、どうやって歯どめをかけるのかが、非常に重要な問題だと思います。

そういう意味では、下手に拡大をしてしまうと人間の手段化につながる。だから、その点をきちっと、特に19ページ、20ページで、なぜ不妊治療だけではなくてその先まで認めるのか、どこまでだったらいいのかを今の段階ではっきりさせておく必要があると思います。

それに対して、19ページ、20ページの書き方はそういう話にはなっていないので、文章の修文はいろいろ問題はあるとしても、そのこのところを決めておかないといけない。難病の治療だからいいということになると、難病とは一体何かという話にどうしてもなります。仮に難病というカテゴリーでパーキンソン病なり何なりを列挙するのか、それとも難病であればということだけでくるのかということにもつながる。つまり、坂を転げ落ちると、どっと人間の手段化に近づいてしまうので、どこでそれを止めるかをここではっきりと打ち出す必要がある。不妊治療だったら許されるが、難病の治療ならなぜ許されるのかも書いておく必要があると思います。

(井村会長) ここで参考にしたのはイギリスです。イギリスは不妊治療、先天性疾患の原因究明、流産の原因究明、より効果的な避妊法の開発、母体移植前の胚の染色体、遺伝子異常の検出方法の開発等を目的とした研究について認め

られると書いています。だから、どういう形がいいのか、そこまで細かく書くのか。むしろ、これから設置すべき機関に委ねるのか。両方の立場もあり得る。いずれにしる、やむを得ずヒト胚をつくらないと研究できないものに限定することになると思います。

(位田委員) ちょっと気になるのは、不妊治療の場合は不妊のカップルで限定されていますが、難病研究の場合に、だれが卵子を提供するのか、卵の提供の問題が出てくると思います。ES細胞の研究がもしうまくいって、クローン胚をつくるというときにも、難病の方のクローン胚をつくるためにはどこかで卵がいるわけです。その問題がこの報告書の中ではほとんど書かれていないので、ある程度書く必要があると思います。

(井村会長) どうぞ、石井委員。

(石井委員) 6ページの「報告書の取り扱う範囲」で、今回加えられたことだと思いますが、胎児まで含めて「人の生命の萌芽」としています。その後、12ページにも出てきますが、そういう議論はしていないと思います。

(井村会長) そこは気がつきませんでしたので、検討します。

(石井委員) もう1点、「人間の尊厳」としては人の手段化が問題になると先ほどから言われている。その点で、何のためにつくるのかということが手段になるかどうかと関わるのではないかと思います。ES細胞で、受精胚から物をつくることを認めてしまっているということはあるかもしれませんが、それは余剰胚に限ったはずです。今回ここで認めることになると、前回にも申し上げましたが、物をつくる材料として「人の生命の萌芽」をつくることにつながる問題があると思います。

(井村会長) そこは厳格に区別しないといけない。だから、さっき申し上げたような不妊の研究などについて、一定の機関をつくって、そこがきちんと監視することが前提条件になると考えております。

はい、どうぞ。

(垣添委員) 胚の研究で「人の尊厳」を侵すおそれがあることと、受精胚の研究目的の作成利用により医学的な有用性が期待できること、これらに対比するとか比較考量する気持ちは全くありませんが、今議論されている不妊や、幾つかの医学的に有用な研究領域があることは間違いのないと思います。そこまで踏み込むべきではないという立場の方もおられることは承知しております。しかしもう一方で、「人間の尊厳」に関して、胚の尊厳の問題と、もう一つ医学的な助けを求める人間の尊厳もあるという立場もあると思います。

決して対比するということではありませんが、非常に厳密な条件のもとでは、医学的な有用性を求めた研究もあり得るのではないかと私は思います。問題は、きちんとした研究計画書がつくられて、それが施設のIRBで評価され、恐らく国の機関で二重に評価されることになると思います。国の機関で評価されて、意義があることであれば、非常に厳しい細かいルートですが、そこをたどっていく研究があり得るんだと考えています。

(井村会長) はい、どうぞ。

(島菌委員) 今の限定条件のところですが、不妊の研究と難病の研究とは、有用性を限定していると考えてよろしいのですね。

(井村会長) そうです。

(島菌委員) それはどういう限定なのでしょう。

(井村会長) ヒト胚の研究目的の作成がなければできない研究ということですが、医学医療の研究目的であって、生物学的な研究目的ではありません。

(島菌委員) 医学の研究でヒト胚を用いなくてはならない研究は、ほかにもいろいろできることはあると思います。その中で、難病と不妊に限定している理由を明らかにしてほしいと思います。

(高久委員) 受精しないと妊娠しないのですから、不妊の場合になぜしないか

という事が研究の対象として当然考えられる。難病の場合でも、難病すべてではないですが、再生医療で治療可能な難病の研究が最初に頭に浮かびます。範囲をむやみに広げるわけではないが、ほかに治療法がなくて、再生医療が考えられる唯一の治療法だという場合に考えても良い。ヒト胚をどこからとってくるかという問題はあるにしても、それはまた別の問題になります。

(島菌委員) 今のご説明はよくわからなかったです。私の理解では、「人の生命の萌芽」を利用して行う研究という、ある種の生命の尊厳を傷つけるかもしれないことをしても許されるといいますか、それに見合った犠牲を払ってもいい何かがそこにはあるかもしれないからというタイプの事柄ではないかと思うのです。そうとすると、そうではないタイプの研究と区別しておかなくてはならない。

(井村会長) 藤本委員が手を挙げておられます。

(藤本委員) 島菌委員のご見解を教えてくださいありがとうございます。技術の有用性を考えるときに、例えば難病の場合ですと難病を持っている患者と、その家族、特に私が島菌委員にお聞きしたいのは、難病などの病気を持っている方々の生命の尊厳はどのように哲学的に考えていただけるのでしょうか。

(島菌委員) 病気で苦しんでいる方の病気が治せるようにしてあげたいということは、私自身もそうなったときには切にそう願うでしょうから、我々みんなの大前提だと思います。しかし、そのことが社会の他の価値を侵してしまうならば、それを慎まなければならないことに当事者も同意していただけるかもしれない。そういうぎりぎりのところで話をしているのであって、そういう切実な願いはいつも聞こえるつもりで議論をしないと、生命倫理の議論にはならないと思っております。

(勝木委員) 今の問題は、よく出てくるので私は発言します。私も島菌委員と同じ意見を持っております。

例えば、何か遺伝子が原因で不妊である場合、顕微授精によって克服することが実際に技術的に可能であるとしたとき、その遺伝子は子孫に伝わっていく

という事実があるわけです。すなわち、病気を伝えてしまうのです。不妊治療全体を考えたときに、そこまできっちりとした考慮とか、配慮がなされているとは残念ながら私には思えません。それは、その人だけの問題ではなくて、子孫を含めて人類全体の問題の中で深く考えるべきことです。何遍も申し上げますが、フロンガスでICチップを洗っている、小さいときにはいいのですが、それが世界中で洗い始めると、南極にオゾンホールがあく。そうすると、皮膚がんができるというようなことがある以上、やはり目前の善意のみで、個人の利己的要求を安易に認めるべきではありません。特に商業行為に医療がなっただけではいけません。そういうことを十分承知の上で患者さんとともに深く考えていくということがあるからこそ今議論していると思います。

(井村会長) どうぞ、田中委員。

(田中委員) 今の議論をお伺いしていて気になったのですが、報告書案のさわりの部分にしては説明が抽象的な感じがする。どういう目的について、どういう研究について、どういう手続でやるならば例外的な措置が許容されるかについて、リアリティーのある具体的な事例を挙げて説明した方がわかりやすい。これでは、最初から同じような抽象的なトーンの論理の繰り返しがなされているだけで、基本的には筋は通っていますが、これについて従来から少し踏み込んで、研究目的でヒトの受精胚の作成まで認める必要があるのかについて、論理的には納得できたとしても、実感として納得できない文章になっている感じがします。少し具体的な事例に踏み込んで、こういう目的ならば、こういう手続できちんとやるならば、人間の尊厳に反しない取り扱いになるだろうということについて、もう少し踏み込んで書いた方がアクセントがつくのではないかと思います。

(井村会長) ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、今いろいろなご指摘を受けて、ここは次回までに修正をしないといけないと思っております。

それから、勝木委員の指摘された点ですが、不妊だけに触れることが難しい点があると思います。

(勝木委員) 考え方の基本は、特にクローン胚のところでもそうですが、遺伝子を選択することは、基本的に負の選択も含めまして、人間が基本的人権をもっていること、あるいは自律性を持つということの意味は、他者に予断を与えることがないということだと思います。つまり、私の遺伝子は唯一であって、それは生物学的にそうです。しかも、偶然できたもので、その内容は予め誰も知らない(不確定性)ということですから、それが他人から予断を持たれないという自由につながる。自由ということの根本はそこにある。それを操作するわけですから、たとえちょっとした一つの遺伝子についても予断を許すことになると、その人の人格そのものが問題になってきます。繰り返しこの後、クローン胚で生まれた人の倫理的地位は同じであると言っているが、私はそうは思いません。そういう予断を許すようなものをつくるからこそつくっちゃいけないと思います。そこが非常に大事なポイントだと思います。

(井村会長) ありがとうございました。

(島菌委員) 田中委員がどういう意味でおっしゃったのかわかりませんが、このところに、どういう場合には許されるかという問題を具体的に論じていけば、どういう制度をつくるかが問題になるし、どういう基準というものがそこに作用するかということを検討することになるし、これは大きな作業で、井村会長が言われるような修文の問題ではないと思います。

(井村会長) いろいろまだ議論をしたいところですが。国連でクローン胚のことが今問題になっています。本日、外務省からも参考までその経緯を説明して頂くために来てもらっております。外務省の山元さん、よろしくお願いします。

(外務省 山元室長) 外務省の山元です。

では、私の方からお手元の資料4に沿いまして、簡単に国連での議論の経緯と現状を紹介いたしたいと思います。

まず、1.の経緯です。クローン技術を使いましてヒト個体の産生を行うということが、必ずしも夢物語ではなくなったことを踏まえまして、フランスとドイツが積極的にイニシアティブをとり、2001年12月に第56回国連総会におきまして、人クローン個体の産生禁止条約を検討するためのアドホック

ク委員会の設置が決議されております。その後、国連の第六委員会という法律や条約問題を議論する場で、集中的に議論をする機会を設けまして、議論を3回行ってきております。1回目は2002年2月25日から3月1日までの人クローン個体産生禁止条約に関するアドホック委員会、引き続きまして、昨年9月から11月にかけて第六委員会が第57回国連総会で開催された折に、9月下旬に1週間ほど時間をとりまして、この問題について特別の作業部会を設けて議論を行っております。次に、本年9月29日から10月3日まで第58回国連総会の第六委員会で作業部会を設けて集中的に議論を行いました。3回にわたり議論をしてきたのですが、残念ながら、国連の場での議論は、具体的にどういう条約をつくるか、条約の個別の案文等についてまだ議論する段階には至っていない現状です。

次は2.の議論の現状です。では何が問題になっているのかということで、そもそも一番入り口のところで、条約で禁止すべき範囲として、人クローンの個体の産生だけに限るのか、あるいは治療用クローニングも含めて、すべて禁止すべきなのかという点について、各国の意見が全く収斂してこない。これまで3回集中的に議論しておりますが、具体的な条約の案文等についての議論には入れない状況が続いているということです。例えばカトリックをバックグラウンドにしました、ヨーロッパでいえばスペインあるいはイタリアといった国、あるいは中南米の多くの国々、こういう相当数の国々が治療用クローニングも含めて、来るべき条約ではすべてが禁止されるべきだと強く主張をしておりますのに対し、例えばイギリスのように一部のクローニング技術を非常に厳格な規制の下で認める制度を既に持っている国もあります。また我が国のように、国内でこの扱いについて議論をしている国もある。このように、国内的な法律との整合性の問題、あるいは国内で今真剣に行われている議論の結果を先取りすることになり、全面禁止に賛成することができない立場の国　これは日本、イギリスに限らず相当数あります。それぞれ相当数の国々が支持している立場が綱引き状態のようになって、議論が今そこでとまっている、分かれたままになっているということです。

国連総会の第六委員会は、11月7日まで会期がございまして、現在もこの問題を断続的に扱うことになっております。今申し述べました2つの立場を反映して、現状では2つの決議案が、国連総会第六委員会の場に提出されております。1つは、コスタリカが提出しましたコスタリカ提出決議案で、これは、

あらゆるクローン技術を禁止すべきだという立場に基づく決議案です。彼らの主張は、医療目的とはいえ、ヒト胚を破壊する行為は人道にもとる。また、女性を卵の製造機のように扱って、特に開発途上国の女性を商品化してしまうという懸念です。また、例えば、クローン胚をつくることを認めてしまえば後はそれを女性の子宮の中に入れるだけで人クローン個体ができしまい、そのような例を一方で認めてしまうと、幾ら人クローン個体の産生の禁止をしても技術のしり抜けになると実効性という観点からも疑問を呈しております。また、治療技術の研究開発が大事なら、それは体性幹細胞の研究を続けていくことで手当できるということも言っております、必ずしも倫理面だけからの問題提起でなく、条約の実効性という観点、あるいは治療技術の研究開発にどう対応するかという科学技術の観点からも議論を展開している点を留意しておくべきだろうと思います。

2つ目のベルギー提出の決議案を支持する国々を全面禁止派と対比する意味で部分禁止派と我々は呼んでおりますが、この呼び方は必ずしも正確ではございません。この決議案は、すべての国が賛成できる人クローン個体産生については禁止する。ただ、その他のクローン技術については、各国さまざまな考え方があるので、野放しにするのではなく、条約上禁止もできるし、モラトリアムで国内の議論の推移を見守ることもできるし、厳格な国内法等で規制した上で一部を認めることもできる、というオプションの中から各国がそれぞれの国情に合わせて選べるような条約づくりを目指しませんかという立場です。今、この2つの決議案が第六委員会でスタンドしている状況です。

3. 我が国の取り組みについてです。我が国として、生命倫理という重要な問題で、新しい国際的な規範ができるということで、非常に重要な問題であるという認識をしております。昨年2月のアドホック委員会で議論が始まって以来、積極的に外務省と文部科学省で人を派遣いたしまして、現地と国連代表部の支援を得ながら議論に参加してきております。特に、本年の国連総会の第六委員会においても、このベルギー決議案の共同提案国となるなど、議論に積極的に参加しております。それ以外にもベルギー決議案の提案について、これは我々にとって合理的な提案だと思いますが、多数の在外公館を通じ、それぞれ首都ベースで各国政府に理解を求めよう働きかけを行っております。

最後に、今後の見通しです。これは2002年2月に議論を始めましたので、もう議論を始めて2年近くになるということ全面禁止派はかなり主張をして

きておりまして、何とか今回の会期切れになる11月の半ばまでに結論を出すべきだ、引き続き来年またもう一度議論しましょうというのでは、やや物足りないんじゃないかと言っております。場合によっては、第六委員会では例はありませんが、この決議案を投票にかけて結論を出してもいいんじゃないかと主張する国も出てきております。それに対して、我が国等、ベルギー提出決議案に賛成している国々としては、クローンという非常に重要な問題について、国際社会のより多くの国が参加する条約ができなければ意味がないという理由から、あくまでコンセンサスを得る決定を目指すべきだと各国への働きかけを続けているところです。

2つの決議案の共同提案国は、全面禁止が50カ国以上、部分禁止が20カ国以上です。単純に数だけで比較すると、日本の主張がそのまま通るという楽観できる状況にはないのですが、我々日本の方の考え方が、より多くの国に共有されるように、引き続きこの会期末に向けた働きかけを続けていきたいと考えております。

以上でございます。

(井村会長) はい、どうぞ。

(島菌委員) 我が国の考え方ということですが、そういう議論はここではまだされていない。今、合理的とおっしゃいましたが、日本の立場がそれほど合理的とも思えないので、なぜそういうふうにお考えなのか。どこでそういう決定がなされているのか。国連の場で、そういう立場をとるのは、生命倫理問題は非常に重要な問題だと思いますが、どういうところで審議をしているのか、伺いたいと思います。

(井村会長) 何かございますか。

(外務省 山元室長) 国連の会議に臨むことに限らず、一般的に国際会議に臨んで、日本としてどういう主張を行うべきかにつきましては、海外との関係を見ている外務省と、実際に国内で、例えば人クローンについてどういう考え方で国内の制度をつくっていくのかということに責任を持っている文部科学省あるいは内閣府と協議いたしまして、そこで合意のされた立場を日本政府の立場

として、国連の場で各国に対して説明しているという流れです。

(井村会長) 私は、詳しいことを今初めて聞いたわけで、ニュースは受け取っていましたが。日本では、生殖目的のクローン作成は法律で禁止していますから、その禁止に賛成することに何も問題はないわけです。そのほかについては、日本として、まだまとまった見解が出ていないわけですから、外務省では今説明いただいたような判断をされたと推測をしています。

(島園委員) これは総合科学技術会議の判断事項ではないかなと思います。それならば、総合科学技術会議がここへおろしてくるべき問題でもあろうかと思われまます。

もう一つは、なぜ私がそれほど合理的ではないかと言いますと、この問題は、経済競争に非常にかかわっている。日本では、神戸の医療産業都市、これは井村会長も深くかかわっていらっしゃるわけですけれども、を中心に、再生医療に国の投資を行うという方針がかかわっているわけです。ですから、経済利害がどうかかわっているかをよく判断しないといけない。なぜ発展途上国を中心に、こういう反対が出ているかということをよく考慮して、このような技術は一つの国が先へ進めば抜け駆けになるわけです。ほかの国は追いつけなきゃならない。そうなれば、人倫の秩序、国際社会の秩序を壊していくことにもなるわけで、京都議定書の問題とも似たところがあると思います。そういう問題をしっかり議論する場所が国にないのは非常に問題であると思います。

(井村会長) はい、どうぞ。

(外務省 山元) 合理的という言葉の使い方が必ずしも適切ではなかったのかもしれませんが。私が申し上げたかったのは、井村会長からご説明がありましたように、個体の産生につきましては、日本は法律でこれを禁止する明確な立場を固めている。それ以外のクローンの扱いについては、今この場でありますように真剣に国内で議論を行っている。そういう国内の議論の結果を先取りするようなことをやめてくれということで、ベルギー決議案が、我々の立場をそのまま反映した考え方であるという意味で合理的という言葉を上げましたわけです。極端な話、仮に日本がコスタリカの提出した決議案に賛成して、そのよ

うな国際条約が仮にできてしまいますと、逆に日本はそれに加わらないか、あるいは仮に加わるとすると、逆に今度は日本国内の議論を先取りする形で、日本政府が国際条約に沿った法律をつくらなければなりません。我々が関係省庁と協議した結果、今の段階で、日本国内の議論の現状、日本の法律で規制している現状と、国外で進んでいる議論の現状を考えますと、それをそのまま反映したベルギー決議案が日本政府の立場として打ち出すにふさわしいと考えた次第です。

（島園委員）そういう国際情勢を前提にここで議論しているという、その情報をもっといただかなければならない。ここで日本がある決定を出すことは、そういう国際的な決定の場にある影響を与えるわけです。そういうことを我々はやろうとしているということは重要な要因だと思います。

こちらのことをおもんぱかってくださることは大事ですが、同時にそちらの国際的場面での交渉の情報は、こちらにいただいて、こちらでもそれに対してどう対応するかを議論して、日本の生命倫理問題としての考え方を反映させる必要があると思います。

（井村会長）この問題に、経済的な要素が全くないとはいえないでしょう。外務省から本日報告していただいたのは、国際的にそういうことが議論されている現状を委員の先生方に十分理解していただくということが非常に重要だろうと思ったからです。必ずしも国連での議論の状況が本日までに結論の出る形で進んでおりませんが、説明に来ていただいたわけです。

私どもは、すでに2年半以上にわたって議論してきたわけです。国連の動向がどうなるかということのを抜きにしても、我々として今まで議論してきたことをまずまとめるということが大事ではないだろうかと思えます。それについて異論があれば、聞かせていただきたいと思います。

（勝木委員）別に異論はないのですが、報告書案が届いたのは実は昨日で、電車の中で赤ペンを随分入れ始めて、15ページぐらいしか読めなかったのです。

もしこれをまとめるとなりますと、やはり深く考える必要がありますし、具体的な例も探す必要もあります。それからどういう約束があったかも調べる必要があります。やはり次回からは必ずもう少し前に報告書案を送って頂きたい。

まとめるにはやっぱり時間が必要ですから、この段階で、こういう状態でまとめることは不可能だと思いますので、非常に私は心配しています。ですから、ぜひそのことをよろしく願いたいします。

（井村会長）遅くなったことは事実で、それはおわびしないといけないと思います。実は鷲田委員に、大変お忙しい中を無理して書いていただいて、それをまたこちらで読んでいろいろ修正して、何人かの方のご意見を伺って、またとということを繰り返しておりましたので、ぎりぎりになってお送りするということになってしまいました。我々は、次回からそういうことにならないように注意しないといけないと思っております。

（島菌委員）国連のことに関連して、初めて私は井村会長から、クローンの問題について、アメリカの立場はいつ変わるかわからないという重要な情勢論があるということをお伺いしました。それから、経済的な要因というものが無視できないということもおっしゃったと思います。これは、国民に対して議論をするときは、明らかにすべきことのひとつではないだろうか。もし、そういう配慮が働いているのであれば、それを明らかにすべきではないかと思えます。

（井村会長）細部にわたっては、私にもわからないところがありますから、そこまで言うことはできません。ただ、米国がコスタリカ提出決議案の共同提案国になっているのは間違いありません。ES細胞やクローン技術に関連する研究している国々は、ほとんど全部がベルギー提出決議案を支持している状況にあると聞いております。それ以上のことは憶測しかできません。

そこで、議論はもっともっとしないといけないと思います。ただ、我々は2年半以上議論してきたでしょうか、諸外国も大体2年ぐらいで最終報告を出している。ですから、そういう状況にきています。

それから、クローン技術規制法で3年以内にヒト胚に対する考え方をまとめなさいと言われていた。そうすると、12月には一応の報告書案をまとめたいと思います。これには意見が割れるところは、少数意見も書いていいと思います。こういう問題は、人によって考え方が非常に違いますから、反対意見も貴重だと思いますので、書いていいと思っております。そうして、その報告書案を公にする。その上で、一般の方々の意見を聞く機会も考えていかなければ

いと思います。それについて、今こういう案でという考えはありませんが、何らかの案を考えていく必要がある。そうして、何カ月かたったときに、最終的な報告書をまとめることにしたいと思っております。

そこで、私の提案ですが、本日議論いただいて、かなり意見が割れそうなところが幾つかありますが、そういうところについては、こちらからアンケートをお出しして皆さんの意見を伺う。そうして、それをもとにして、指摘された点もできるだけ修正して、次回にまた報告書案を提出することにしたいと思っております。

次回調査会の日程は、決まっていますか。

(事務局)今のところ、11月28日金曜日、午前中10時から12時半ということで予定しております。場所は未定です。

(井村会長)出席できない方 本日も実は出席できない委員の方々がおられるので、そういうこともあって皆さんの意見を伺いたい。もう2年半ほど皆さまに議論に参加していただいたわけですから、それぞれ考え方をお持ちであろうと思います。主要なポイントを指摘して、それについてのご意見を伺うことにしたいと思います。

(島菌委員)記名のアンケートですか。

(井村会長)記名でも無記名でも、それは皆さんがここで決めていただいたら結構だと思います。

(勝木委員)言葉じりをとるようで恐縮ですが、多数意見とか少数意見というのはないと思います。基本的に、ここに来られている委員は、私の例を言いますと私は国民全体からみて多数意見だと思っております。

(井村会長)この委員の中での多数意見ということですね。

(勝木委員)それは違います。委員は選び方によっていかようにもなるわけですから、納得のいく道理の通ったものを書くことが一番大事なことだと思います。

す。要するに、道理の通った納得のいくものが、生命倫理の基本だと思imasるので、ぜひそのまとめ方をよろしく願いいたします。

(井村会長) はい、どうぞ。

(位田委員) 私は次回に出席できないので、これは仕方がないんですが。その後はどういう予定になっていますか。つまり、12月までに決めてしまわないといけないとおっしゃったので。

(井村会長) そうですね。11月、12月にもう一回やれるかやれないかというのが、皆さんお忙しいので大変心配しているんです。12月にできれば、できるだけ早く、前半ぐらいに開いて、中間まとめにしたいと思っていますんですが。そこは、これからできるだけまたご都合を伺って、たくさんの方がご出席いただけるような日を選びたいと思うんですが、それが選べるかどうか、ちょっと今自信はございません。きょうも、やっぱりどうしても出られないという方がございましたし、町野委員のように、講義があるけれども無理をして、その時間までは出るという方もございますし、大変難しい状況ではあります。

(島菌委員) さっき、アンケートということで申し上げたのは、これについて賛成か反対かというようなことを尋ねられるのは、ちょっと無責任な気がするわけです。どういう文脈で、どういうところに対して、どういう議論をするのならば納得するかということなので。

(井村会長) しかし、今までかなり議論してきたわけですから、いろいろおわかりになると思います。本日、一つの案は出しているわけですから、それをもとにして、賛成か反対かのご意見を伺いたいということです。

(島菌委員) きょうの案に対しては、根本的なところで相当に問題があるということが明らかになったのだと思います。

(高久委員) それは、根本的なところに問題があるかどうかは人によって違うと思います。私はそれほど問題があると思いません。

(井村会長) はい。

(位田委員) 12月の半ば、もしくは何らかの時期に最終まとめということですが、先ほど勝木委員もご指摘になりましたが、調査会の前に送っていただく報告書案の日程を、どのぐらいのあたりで。例えばこれからアンケートされて11月28日の調査会までにアンケートがいつ来て、それをいつまでに返して、その結果がどういう形で出てくるかということが、今から一月ぐらいの間でどこまでできるのかというのは、若干危惧します。次に11月28日にお集まりになって、その結果が例えば12月の半ばまでということであれば、最終中間まとめが、どういう形で出てくるのかなど、かつその中間まとめに対する意見が、どういうふうにして集約されるのかが、若干時間的な問題もあって、気になりました。

(井村会長) 事務局としては、できるだけ早く本日のご意見をもとにしてポイントをまとめたいと思っています。そして、ご意見を伺う。皆さん、ほとんどご意見は固まっているのではないだろうかという気がします。それを見た上で、もう一度最終的に全体の修文をする。それを、少なくとも会議の1週間前ぐらいにはお送りしたいと思っております。かなり長いものですから、よく読んでみると「我々」となったり「私たち」となったりというような、細かいところまで言うといろいろな問題点が出てまいりますし、本日ご指摘いただいたように、いろいろな点があるのは事実です。それは、相当時間をかけても見落とす点がございませぬ。できるだけ早くまとめたいと思っておりますが、大体そういうスケジュールを考えているところです。

それでは、いろいろ賛否両論まだあるかもしれませんが、我々としては12月を目途に、中間まとめをしないといけないということを課せられていると考えておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

本日は、厚生労働省と文部科学省から報告に来ていただいております。少し時間が過ぎそうですが、よろしゅうございますか。

まず、前回に藤本委員からありました厚生労働省への質問に対してです。お答えをお願いします。

(厚生労働省 谷口課長) 厚生労働省の母子保健課長でございます。資料の6で、ご説明をさせていただきたいと存じます。

藤本委員から2点、あと追加質問がございますので、都合3点質問がありました。順番にお答えをさせていただきます。

まず1つ目です。先般、報告書を出しました生殖補助医療部会の中で、受精胚の性格　これが人であるのか、モノであるのかということについて、どのように議論されたのか。また、胚の廃棄の扱いについて、どのように議論されたのかというご下問です。これにつきましては、これだけに論点を絞った特段の議論は行われなかったと理解をいたしておりますが、部会の報告書におきまして、精子・卵子の提供者の同意の撤回というくだりがございます。その中で提供を受ける夫婦の精子・卵子と受精させた時点で、作成された胚の一部というのが提供を受ける夫婦の精子・卵子のものであることから、精子・卵子の提供における受精以降の同意の撤回を認めないといたしました。当該同意は、逆にいえば受精前であれば、いつでも撤回できることにするという記載がございます。これは、とりもなおさず受精胚に対しては、生命倫理の観点等から一定の配慮をもって取り扱うべきものという認識が各委員の中にありまして、議論の根本にあったと私どもは認識をいたしております。廃棄につきましては、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に特有の主題ということではありませんが、これにつきましても、それだけ集中して特段の議論を行われたわけではございません。日本産科婦人科学会の会告の中で「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に定められておりますとおり、保存の必要がなくなった場合におきましては、一般社会通念に反しないように適宜処理して、差し支えないものと認識をされておったと理解をいたしております。

それから2つ目です。基本的な考え方として「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」ということが指摘されている一方で、受精胚の提供を認めていることについて、どういう議論があったのかというご下問です。これにつきましては、確かに部会の報告書におきまして、検討の前提となる基本的な考え方として「人を専ら生殖の手段としての扱ってはならない」ということが掲げられております。ただ、この場合の人というのは、専ら母体のことを指していると認識をされてありまして、ヒト受精胚の扱いについて、必ずしも述べたものではないけれども、同報告書の中では、胚の提供に関しまして、生まれた子の福祉のために安定した養育のための環境が十分に整備をされまして、子の福

祉が担保された場合において、移植できる胚を他の夫婦が自己の胚移植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したものに限定した場合に、安全性など6つの基本的考え方に照らして必ずしも問題があるとは言えないことから、こうした胚に限り胚の移植を容認することとするというくだりがあります。この場合、子の福祉にある程度配慮した条件下では、ヒト受精胚が生殖の手段となるということとは言えないものと理解をしております。

それから、追加質問が一つございました。胚の提供が行われる際、遺伝的に親とのつながりがないことについて、養子縁組等の手続の必要性に関する議論があったのかというご下問です。これも、部会の報告書の中におきましてですが、一般的な提供された精子・卵子・胚による生殖補助につきましても、個々の症例について、その医療を行う実施医療施設の中の倫理委員会において、実施の適否ということが審査されることとなるが、提供された胚による生殖補助医療につきましても、提供を受ける夫婦のいずれにも遺伝的要素も受け継がない子が誕生することとなることから、より慎重な審査を行うために、個別の事例ごとに公的管理運営機関の審査会において、実質的に入念的な審査を行うという形の記載があります。そういった形になったわけで、提供された胚による生殖補助医療におきまして、遺伝的に親とのつながりがないことについての、かなり慎重な対応が議論されたということになっております。

また、提供された胚によりまして、生殖補助医療の実施により出生した子の親子関係の確定ということにつきましても、法的に存在するもとの親子関係を、実際に養子縁組という手続きが断ち切るという意義も生まれますので、それと全く同じ手続を要するとはまでは言えないという議論があったのも事実です。そういったことが部会の中で検討されたところです。

(井村会長) はい、ありがとうございました。藤本委員、よろしいですか。

(藤本委員) ちょっと一つだけ。

(井村会長) 簡単をお願いします。

(藤本委員) 追加質問のところで、法制審議会の方にこの問題について、親子関連を検討する部会ができていますと思いますが、その部会の審議との整合性は

どのようになっているのでしょうか。わかる範囲で教えていただきたいと思います。

（厚生労働省 谷口課長）法務省の法制審の議論と申しますのは、生殖補助医療部会における議論を踏まえて、親子関係をどのようにしていくかということが、法制審の中での基本認識として各委員持っていておられますので、私も参加をいたしておりますが、その辺は各委員の中で整合性が十分とれておるものというように私どもも理解をいたしております。

（藤本委員）ありがとうございます。

（井村会長）それではもう一つ、位田委員からの質問がありました。これは広島県での遺伝子の審査の問題です。文部科学省から報告をしてください。

（文部科学省 安藤室長）資料の5 - 1、広島県熊野町のがんの疫学研究です。この研究は、科学研究費補助金の助成を受けて実施されたものです。

財団法人放射線影響研究所の中地部長が研究の実施者になっておりまして、内容は、がんと遺伝的な要因あるいは生活環境といった後天的な要因、こういったものの関係を明らかにするという事です。

研究の手順につきまして、1 . の に書いてありますように、まずアンケート調査票を使用し、40歳以上の町民を対象に生活習慣を調べました。その後採血をして、その血液中の遺伝子を解析し、生活習慣との関連を調査するという内容です。

この研究は、熊野町的生活習慣病予防対策事業と連携をしながら行ったものということですが、これについて2 . のとおり日本医師会から幾つかの問題提起が行われました。その1つは、遺伝子解析の研究目的を明確に説明していないということ。それと、先ほど申し上げましたアンケート調査の実施において、アンケート調査票の配布・回収を町の住民にあたらせたということが、いわゆるインフォームド・コンセントにあたっての個人の自由意思の尊重を妨げることになったのではないかと、あるいはプライバシーの保護という観点で懸念があるのではないかと、という問題提起です。

この点につきまして、まずアンケート調査の段階でインフォームド・コンセ

ントをとり、協力が得られる住民を対象に血液を採取して遺伝子解析をする手順になっておりましたが、実際に住民に対する説明をした際に、遺伝子解析を行うことについて若干説明不足だったのではないかとこのところがあります。また、町の住民を回収に当たらせてたことにつきましても、例えば調査票の配布あるいは説明については事実の内容に詳しい者が当たる必要があるため、ここに書いてあります協力員については、事前にこの事業の趣旨、自由意思の尊重の考え方、あるいは同意を撤回することが可能であることについて周知徹底を図ったところです。しかし、実際には住民の中から幾つかの懸念が出たということがあり、報道もされたところでございます。

これについては、放射線影響研究所の研究代表者等から話を聞きましたが、結局3．にありますように、熊野町に設置してある専門委員会、放射線影響研究所の担当者も入っておりますが、この中で対応を検討した結果、まず研究行為は少なくとも1年間延期すること、県の医師会の委員も含めて内容については全面的に見直すということ、今後仮に調査を開始する場合には町民の協力員を使う調査は行わないことが決まりました。

今後、同研究所においては、恐らくこの対応について、新たな研究の実施に向けて更にいろいろ検討されると思いますが、研究の実施が適切になされるのかどうかといったことを含めて、当省としても厚生労働省とも連携しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(井村会長) ありがとうございます。位田委員、よろしいですか。

(位田委員) 5点ほど、簡単で結構ですので。

1つは、住民に事前の説明をやっていたかどうか。それぞれのインフォームド・コンセントではなくて、住民一般に対してそういうことを言っていたかどうか。2番目は対象になっている規模、何人ぐらいか。3つ目に、研究期間はどのぐらいかということ。4つ目に、採血して血液を分析するということですが、連結しているかどうかということ。それから最後に、倫理委員会を通過していると思いますが、どこの倫理委員会を通過しているかということ。

(文部科学省 安藤室長) 住民の説明会は、一度開催しております。それと、

対象者については40歳以上の方、1万3,000人を対象にしております、そのうち6,000人ほどの分の調査票の回収をしている事実があります。研究期間は、この広島県の研究については、15年度に開始され、来年度までの予定でした。

(位田委員) 延期するとどうなるのですか。

(文部科学省 松尾室長補佐) 延期した場合には、研究代表者がこの研究部分を除いた形で最終的な成果報告をまとめていくことを考えております。

(文部科学省 安藤室長) あと、採血は実際行っていません。

(位田委員) その計画の上では個人と連結しているかどうかだけ。

(文部科学省 安藤室長) その辺までは確認できておりません。

(井村会長) また調べておいてください。連結なのか非連結であるのか、非連結であるという形で分けているのかを調べていただきたいと思います。

延長してしまい申しわけありませんでした。今後ともご協力のほど、よろしく願いをいたします。

本日はどうも大変ありがとうございました。